

在沖海兵隊員による飲酒運転死亡事故に関する意見書

去る 10 月 11 日、普天間飛行場所属の CH53E 大型輸送ヘリコプターが東村高江の民間地に不時着し炎上する事故が起きた。一步間違えば県民の水がめ、生命及び土地財産の危機にかかわる事故であり、基地と隣り合わせの生活を余儀なくされている県民に強い衝撃を与えるとともに、県民の不安と恐怖ははかり知れないものがある。

また、11 月 19 日午前 5 時 25 分ごろ、那覇市の国道 58 号線・泊交差点で 米軍トラックが軽トラックと衝突し、軽トラックを運転していた那覇市在住の会社員が胸など強く打ち死亡する痛ましい事故が起きた。

那覇署は同日、米軍車両を運転していた牧港補給地区所属の海兵隊上等兵を逮捕、21 日午前、自動車運転処罰法違反（過失運転致死）と道交法違反（酒気帯び運転）の容疑で那覇地検に送致した。容疑者からは、基準値 3 倍のアルコールが検出されている。

在沖米軍は昨年 4 月の元米軍属による女性殺害事件を受け、「綱紀粛正」を表明したにもかかわらず、在沖米軍による事件・事故等が相次ぎ、そして今回、米兵による飲酒運転死亡事故が発生した。

在日米軍は、米兵による今回の死亡事故を受け翌日、日本駐留の全ての米兵に対し飲酒を禁止し、在沖米兵に対しては、基地・住居間の移動を除いた外出を禁止した。米軍はこれまで事件・事故のたびに「再発防止」「綱紀粛正」を強調してきたが、その効果はほとんどなく事件・事故は繰り返し発生しており、県民の怒りは増していくばかりである。

よって豊見城市議会は、沖縄県民の尊い命が奪われた今回の飲酒運転死亡事故の重大さを鑑み、在沖米軍による事件・事故に関して、米軍当局ならびに関係機関に抗議するとともに、日米両政府に沖縄県民の過重な基地負担の軽減を図り、地位協定の抜本的な改定、組織の責任の取り方の改善を求めるものである。下記の事項が速やかに措置されるよう強く要請する。

記

- 1 被害を受けた沖縄県民、家族関係者に対し謝罪、完全補償を徹底すること。
- 2 事件・事故の原因究明や管理実態の情報公開を速やかに行い、再発防止に向けて実効性のある施策を講じること。
- 3 日米地位協定の抜本的改定、在沖米軍基地の整理・縮小を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 29 年 1 2 月 2 0 日
沖縄県豊見城市議会

宛先

内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣